

電子入札・公共事業総合管理システム再構築（現行システム調査・基本設計）業務
受託事業者選定等委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 平成17年に運用を開始した電子入札・公共事業総合管理システムの老朽化と複雑化を解消し、新たなシステム基盤を構築するために、現行システムの調査分析と基本設計を実施するにあたり、公募型企画提案方式による候補者の選定を適切かつ公正に行うため、電子入札・公共事業総合管理システム再構築（現行システム調査・基本設計）業務受託事業者選定等委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 選定委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- （1）業務に関する企画提案書の審査
- （2）業務委託候補者の選定
- （3）その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 選定委員会は、別紙名簿の者をもって構成する。

- 2 選定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を置くことができる。

（委員長の職務及びその代理）

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。

（選定委員会の運営）

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 選定委員会の会議は公開しない。

（事務局）

第6条 選定委員会の事務局は、山梨県県土整備部県土整備総務課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、令和7年4月24日から施行し、業務委託候補者との契約締結の日に効力を失う。

【別紙】

電子入札・公共事業総合管理システム再構築
(現行システム調査・基本設計) 業務
受託事業者選定等委員会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
おおくぼ かつのり 大久保 勝徳 令和7年4月24日 就任	一般社団法人 山梨県建設業協会 専務理事	
すぎむら さとし 杉村 聡 令和7年4月24日 就任	山梨学院大学 法学部 教授	
やつしろ かずひろ 八代 一浩 令和7年4月24日 就任	山梨県立大学 副学長・教育改革推進室長	
おさだ よしき 長田 芳樹 令和7年4月24日 就任	山梨県県土整備部県土整備総務課長	
しのはら あつし 篠原 淳 令和7年4月24日 就任	山梨県森林環境部治山林道課長	
はらだ たけし 原田 武 令和7年4月24日 就任	山梨県農政部耕地課長	